

# 吉岡町証明書自動交付サービス対応マルチコピー機 導入業務仕様書

## 1 業務名

吉岡町証明書自動交付サービス対応マルチコピー機導入業務

## 2 目的

住民の証明書等の取得に係る時間の短縮化、役場窓口の混雑緩和及びマイナンバーカードの普及を図るため、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が提供している証明書交付サービス対応マルチコピー機を役場庁舎に設置するもの。

## 3 業務の内容

(1) 履行期間 契約締結の翌日から令和5年12月28日まで

(2) 実施場所 群馬県北群馬郡吉岡町企画財政課等

(3) 業務詳細 以下で掲げる仕様を満たす内容とする。

ア 証明書自動交付サービス対応マルチコピー機（周辺設備を含む。）の調達、設置及び設定

イ 導入に伴う研修及び保守サポート

## 4 設置場所及び台数

吉岡町住民課窓口 1台

## 5 調達機器

(1) マルチコピー機の機能要件

ア 証明書交付サービスが実施可能であること。

イ マイナンバーカード（個人番号カード）が利用できること。

ウ 操作パネルは、タッチ式であること。

エ 操作画面（ポータル画面）について、納品時に表示情報のレイアウト選択が可能であること。また、証明書発行種別及び手数料等を操作画面に表示できること。

オ 操作画面に個人情報が表示される仕様であることから、のぞき見防止のため、人が立った状態で操作を行う場合、後ろから見えにくいように、通常操作パネルは、水平に近い構造となっていることが望ましい。

カ 車椅子の方が操作することも考慮し、車椅子の方が自分で操作パネルの角度を変更できるチルト機能を有することが望ましい。また、証明書・レシート排出口・釣銭排出口は、車椅子の方が自身で取り出せる位置に全て配置されていることが望ましい。

キ コインベンダーについては、5円、10円、50円、100円、500円硬貨及び1,000円紙幣が利用可能であること。また、今後の紙幣及び貨幣の改廃に対応できるものであること。

ク 証明書等印刷物取り忘れ防止策として、印刷物排出口に配置したセンサーで印刷物の取り忘れを感知して、ディスプレイに取り忘れを表示する機能を有すること。

ケ 証明書発行機能について、J-LIS が提供しているコンビニ交付のサービス画面と同様に、

7か国語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）に対応することが望ましい。

コ 地震対策等震災対策のための転倒防止対策が施されていること。

サ 証明書交付やコピー等のレシートを発行でき、自動切断（オートカット）方式であること。

シ コピー用紙は、A3、A4、B4、B5の各サイズを同時セットできる給紙装置を有すること。

ス 導入するマルチコピー機は、証明書交付サービスを安定稼働している実績があること。

セ 端末セキュリティ機能セキュリティソフト（ISO/IEC15408 認証の取得必須）により、証明書データは印刷後、マルチコピー機から消去すること。

ソ 鍵により、マルチコピー機保守員以外の者がアクセスすることを物理的に排除すること。

タ パスワードにより、マルチコピー機保守員以外の者がシステムにアクセスすることを排除すること。

タ マルチコピー機による証明書の交付日時等を、2ヶ月以上ログにより保存すること。

チ 職員がマルチコピー機のプログラムを操作できない仕組みであること。

ツ 各種証明書の印刷終了時に、音声により「領収書」「お釣り」「証明書」の取り忘れの注意喚起を行うこと。

テ 日別の証明書発行集計及び手数料発行集計実績を、予め登録されたメールアドレスにデータ送信する機能を有すること。

## (2) 閉域性を保った通信回線に関する要件

ア マルチコピー機提供会社は、接続回線まで含めた必要なインフラを提供すること。吉岡町の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

イ 上記インフラは、マルチコピー機提供会社にて基本設計、評価を行った上で提供すること。

ウ 接続回線は、閉域性の確保された専用回線を選択し、外部からのアクセスを排除すること。

エ ECセンターとの通信は、必要に応じて発注者に報告・協議・合意の下、冗長構成等に対応すること。

オ マルチコピー機提供会社のECセンターとのネットワークは、FW等により通信の安全性を確保すること。

カ ネットワーク機器は、施錠管理を行い、第三者のアクセスを排除すること。

キ 提供する回線及びネットワーク機器の状態について、常時監視を行えること。

ク 365日対応の保守受付窓口を持ち、必要に応じてオンサイト対応を行える体制を保持すること。

ケ マルチコピー機とECセンターの接続については、モバイル回線で提供すること

## (3) マルチコピー機に必要な環境整備の要件

ア マルチコピー機の稼働を保守会社が監視できること。

イ 通信の開始は、全てマルチコピー機が発信することとし、いかなる場合も外部からの通信の開始をすることができないこと。

ウ 用紙を除く消耗品の消費を自動的に監視し、必要に応じて指定された部署へ速やかに納品できる体制であること。

エ 状況に応じサービス員を速やかに派遣するため、マルチコピー機が自己診断により異常を

- 検出した情報は、当該エラーをマルチコピー機提供会社の保有する管理システム上で自動的に認識できること。
- オ マルチコピー機の利用実績状況は、マルチコピー機提供会社の保有するシステムで管理され、実績を通知等できること。
- カ 必要なシステムは、全て閉域性を保ち、第三者による侵入を排除できること。
- キ 証明書交付センターとの利用実績照合ができること及び不整合に対する調査・解析は元より、J-LIS への報告・修正ができること。
- ク 発行される証明書データは、マルチコピー機提供会社の保有する EC センター内では、いかなる場所にも保存しないこと。
- ケ 以上のシステム構築をマルチコピー機提供会社によって行うこと。吉岡町の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

#### (4) 監視カメラの機能要件

- ア 住民による操作実施の際、操作者の顔と操作時刻が判断できること。
- イ 録画した画像はハードディスクドライブに保存し、再生の際は別途モニターや PC を用いて行うものとする。※再生用のモニターや PC 等は今回の調達に含めない。
- ウ カメラの録画用メディアは、盗難防止の措置が施されていること。
- エ 人感センサーにより、操作時や人が立ち寄った時のみ録画すること。

#### (5) 共通事項(導入支援、保守及び保証)

- ア 職員による本システムの構築・運用技術向上にあたっての考え方や手法、プロセスを明示できること。
- イ その他サポート体制については、企画提案書にて提案を行うこと。
- ウ 作業において、本町の業務及び稼働中の業務システム等に影響する恐れがある場合は、事前に本町及びシステム開発業者並びに稼働中の業務システム保守業者と協議の上、本町の指示に従い実施すること。
- オ マルチコピー機を設置・運用するために必要となる J-LIS への申請手続に関して、システム構築・運営事業者として書類の作成に協力するとともに、J-LIS が定める工程試験を実施すること。
- カ 作業条件等は、発注者の指示に従うこと。
- キ 作業中に施設の備品等を破損した場合は、納入者の責任において、現状に復旧させること。
- ク 操作研修で用いる資料は、操作マニュアルを作成のうえ、紙媒体と電子媒体で発注者に提供すること。
- ケ 機器の設置前に、発注者が指定する場所で実際に使用する機器で、職員等へ操作説明及び操作研修期間を設けること。
- コ マニュアルやバックアップ方法等の取扱い説明書を納品すること。
- サ 納入・設置期間中に動作確認テストを行い、正常動作を確認すること。
- シ 本稼働開始時は 1 名以上の立会を行うこと。
- ス ソフトウェアのバージョンアップは保守の範疇とし、無償対応できること。(法改正を除く。)

セ マルチコピー機の運用時間内において故障・不具合があった場合は技術者の派遣等により対応すること。

ソ 機器の修理等に時間を要する場合は代替機を用意すること。

(6) その他

ア 調達物品は全て新品とすること。

イ 調達する機器及び機器の構成は、利用者の使いやすさと窓口の効率的な運営及び職員の事務負担軽減を重視したものであること。

ウ 構築に当たり必要となる機器やOS、ソフトウェア及び付属品を用意し、本提案の見積金額に含めること。

エ 設置機器の転倒・転落防止措置、盗難防止措置が十分に図られること。

オ 利用可能な時間中の障害発生時対応サポート体制を整備すること。

カ 詳細なサポート体制や障害対応等保守内容については提案すること。なお、利用可能な時間の想定は、土日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

6 その他の事項

本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本町と本業務の受託者で協議のうえ決定する